

えいせい

NO1 2010年2月17日発行
衛生局支部ニュース
発行責任者 森越 初美
TEL 03-5320-7412
FAX 03-3349-1502
ホームページ <http://www.eiseikyoku-shibu.com>

「大変不満の残るものであるが、ぎりぎりの判断としてやむを得ないもの」として決着をする

都庁職は、2月9日「第8回勤務時間短縮及び半休制度検討委員会」を開催し、今回の都側再提案について「大変不満の残るものであるが、ぎりぎりの判断としてやむを得ないもの」とし、当局提案について「1人の犠牲者も出さないという都庁職と共通の立場に立ったもの」として決着することとしました。年次有給休暇の単位等については、下記のとおりです。

平成22年2月9日

年次有給休暇の単位等について（最終案）

知事部局等における職員の正規の勤務時間の割振り及び年次有給休暇の取得単位等については、平成22年1月18日に提案を行い、「1 正規の勤務時間の割振り及び休憩時間の取扱い」について合意したところであるが、その他の提案事項については、以下のとおりとする。

1 半日単位の年次有給休暇

(1) 半日単位とは

各職員における1日に換算する勤務時間について分単位を切り上げた時間の半分の時間とする。

なお、交替制勤務等職員（育児短時間勤務等職員を除く）については、1日に換算する勤務時間を7時間45分とし、半日単位の年次有給休暇の時間は4時間とする。

(2) 半日単位の年次有給休暇の取得が可能であるケース

勤務時間の始め又は終わりに半日に該当する時間の休暇を申請する場合に、半日単位の年次有給休暇の取得を可能とする。（勤務時間の途中については不可）

(3) 1日の年次有給休暇への換算

2回をもって1日とする。（半休=0.5日）

(4) 時間単位の年次有給休暇との連続取得

勤務時間の始め又は終わりに申請する半日単位の年次有給休暇に引き続いて、時間単位の年次有給休暇を取得することを可能とする。

2 時間単位で取得できる年次有給休暇の上限

1年につき5日以内とする。

（年次有給休暇の付与日数が1年につき20日未満である職員についても、同様とする。）

3 交替制勤務等職員の年次有給休暇の換算

(1) 1回の勤務全てについて休暇を取得する場合の取扱い

1 勤務の勤務時間を時間単位に切り上げた時間を、8時間（1日に換算する勤務時間を時間単位に切り上げた時間）で日及び時間単位に換算し、この時間は時間単位の年次有給休暇の「1年につき5日以内」の範囲に含めないものとする。

ただし、1勤務の全てについて休暇を取得した時間の1年間分を日及び時間に換算した際に、時間単位の休暇が算出された場合には、その時間のみ「5日以内」の時間単位の年次有給休暇として整理する。

なお、育児短時間勤務等職員が1回の勤務全てについて休暇を申請する場合についても、同様の換算方法を採るものとする。

(2) 8時間の年次有給休暇の取扱い

勤務時間の始め又は終わりに8時間（1日に換算する勤務時間を時間単位に切り上げた時間）の年次有給休暇を申請する場合は、1日の年次有給休暇として申請する。

4 再雇用職員及び専務的非常勤職員の取扱い

正規職員の例によるものとする。

1 半日に該当する時間

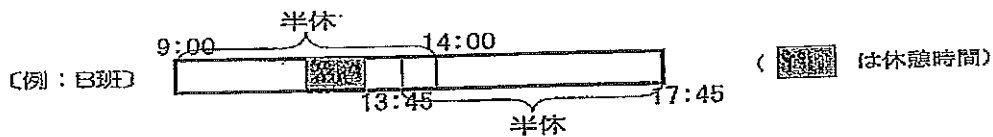
- ・官庁執務型勤務職員：4時間（1日の勤務時間7時間45分→分単位を切り上げ→8時間/2）
- ・交替制勤務等職員：4時間（1日に換算する勤務時間7時間45分→切り上げ→8時間/2）
- ・産児短時間勤務等職員：（斉一型の例）3時間55分×5日の勤務の場合：2時間（←4時間/（不斉一型の例）7時間45分×2日+3時間55分×1日の勤務の場合）：3時間30分（←1日に換算する勤務時間7時間/

2 半日単位の年次有給休暇（半休）の申請時間帯

【例：官庁執務型勤務職員】

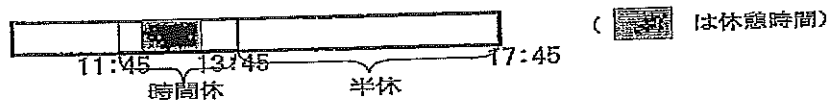
（例：A班8：30～17：15、B班9：00～17：45、C班9：30～18：15の勤務で休憩時間が12：00～13：00の場合）

（A班・・・8：30～13：30 または 13：15～17：15
 B班・・・9：00～14：00 または 13：45～17：45
 C班・・・9：30～14：30 または 14：15～18：15）



【時間休の連続取得】

勤務時間の終わりに申請する半休に連続して1時間の時間休を申請する場合（例：B班）



3 交替制勤務等職員の年次有給休暇の換算

<①11時間30分の勤務の日に、その全てについて休暇を申請する場合>
 ・11時間30分→12時間（当該1勤務の勤務時間を時間単位に切り上げ）
 ・7時間45分→8時間（1日に換算する勤務時間を時間単位に切り上げ）
 ⇒12時間/8時間→1.5日

<②9時間45分の勤務の日に、その全てについて休暇を申請する場合>
 ・9時間45分→10時間（当該1勤務の勤務時間を時間単位に切り上げ）
 ⇒10時間/8時間→1日と2時間
 （端数の2時間は、時間休の「5日以内」の範囲には含めず、他に1勤務全てを休暇取得した際に生じた端数の時間と合計して、1日に換算する勤務時間に達した時間を1日の年休に換算する。ただし、年末まで残った時間単位の休暇は、「5日以内」の時間休として整理する。）

<③15時間30分の勤務の日に、勤務時間の始め又は終わりに12時間の休暇を申請する場合>
 ⇒12時間/8時間→1.5日

都立3小児病院存続を求める

2・21 都民のつどい

日時 2月21日（日）午後1時30分開会

場所 みらい座いけぶくろ（豊島公会堂）

主催 2・21行動実行委員会

ストライキ批准投票

2月19日（金）まで

大企業の内部留保がこの10年間で142兆円から229兆円と87兆円も膨張したのに、労働者の雇用者報酬が279兆円から253兆円26兆円も大きく落ち込んでいます。

この10年間で労働者の賃金は、月3万5千以上減収になっています。5524万人の労働者にボーナスを5ヶ月支給すると原資は33兆円、内部留保の15.1%取り崩せばよいのである。